

# 任意継続被保険者について

平成26年11月7日

健康保険組合連合会

# 参考データの概要

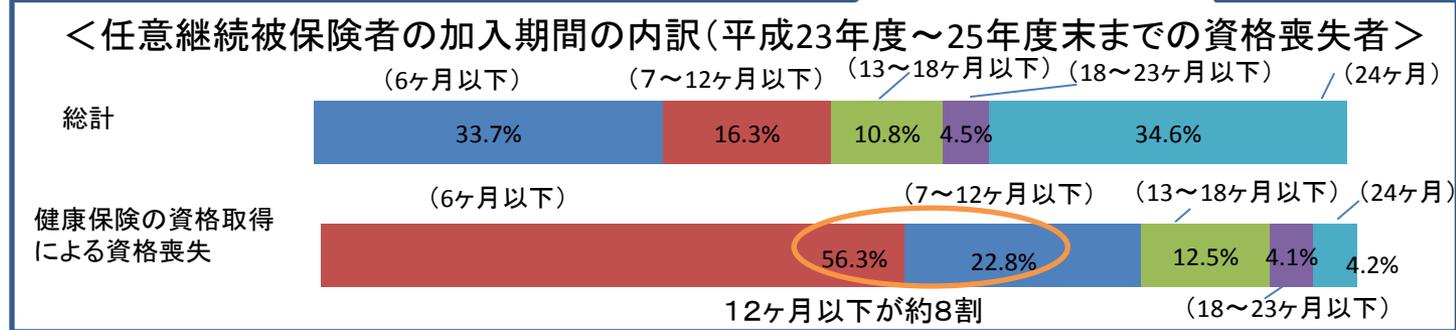
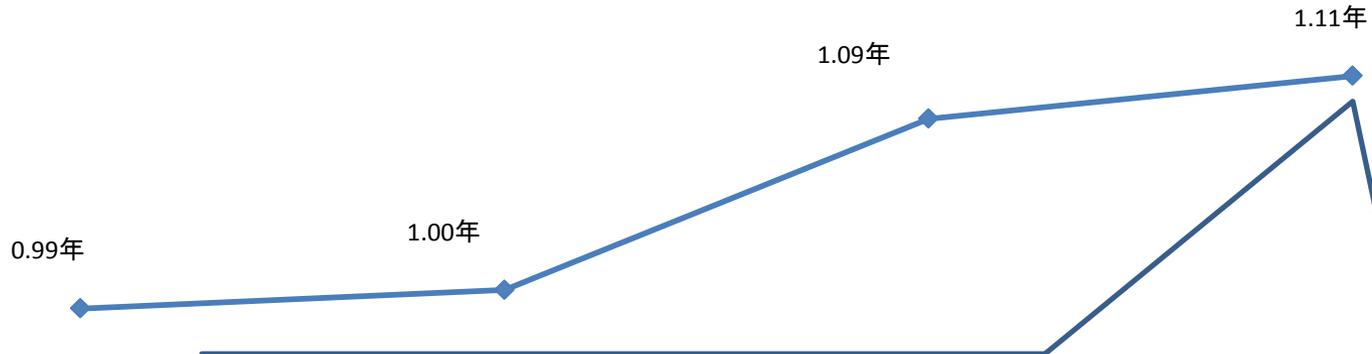
1. データ収集期間 平成26年9月
2. データ年度 20～23年度
3. 対象組合  
4組合(被保険者数約50万人)  
※調査対象組合の1組合あたり年間被保険者数は約12万人。  
全組合の平均被保険者数は約1万1千人。
4. 任意継続被保険者及びその被扶養者(以下「任継加入者」とする)の  
年間平均人数  
20年度=10,859人 21年度=12,130人 22年度=12,077人  
23年度=12,528人
5. 主な項目  
①年齢構成      ②加入期間      ③保険料収入      ④法定給付費

# 参考データの集計結果

- 任意継続被保険者の平均加入期間は約1.1年。一方、健康保険の資格取得による資格喪失者（転職等により他の被用者保険に異動）の加入期間は、1年以下の者が約8割を占めている。
- 任意継続被保険者の年齢階級別の構成割合をみると、60歳以上の割合が全体の5割に達している。また、60歳以上の継続加入期間は、2年間の満了が半数以上を占めている。
- 任意継続被保険者の保険料収入と法定給付費を比較すると法定給付費が保険料収入を1.6～2倍上回っている。これに加え任意継続加入者にかかる拠出金負担を踏まえると、任意継続被保険者以外の保険料負担増につながっている。
- 任意継続被保険者のうち、資格喪失時（退職時）の標準報酬月額よりも、実際に保険料設定で使用される標準報酬月額が下回っている者が約4割を占めており、資格喪失前に比べ保険料が大きく減少している。また、この約4割の者は、全体の平均標準報酬月額と比べ、平均で20万円以上も上回っている。

# 任意継続被保険者の平均加入期間の推移

- 任意継続被保険者の平均加入期間は23年度で約1.1年間となっている。
- 加入期間の内訳をみると、34.6%の者が2年間に満了している。次いで6ヶ月以下の者が33.7%となっている。その内訳をみると60歳以上が多い。
- 健康保険の資格取得(他の保険者に加入)による資格喪失については、6ヶ月以下が最も多く56.3%。12ヶ月以下の者と合わせると、約80%の者が1年以内に任意継続被保険者の資格を喪失している。



20年度

21年度

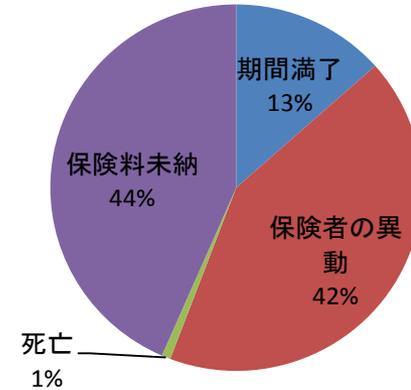
22年度

23年度

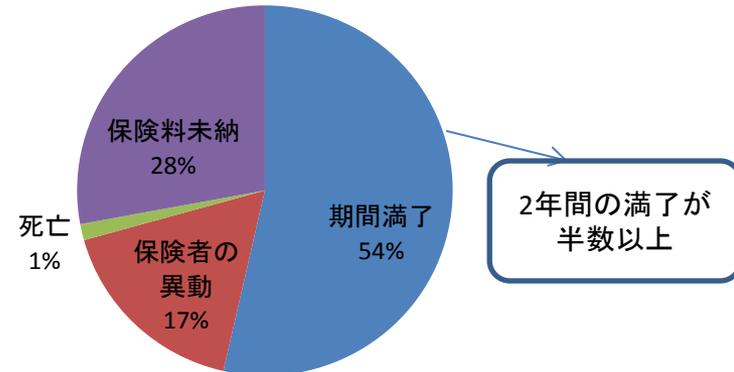
# 任意継続被保険者の年齢構成

○任意継続被保険者の年齢構成をみると、60歳以上の者が全体の5割以上を占めている。  
また、60歳以上の2年間の満了は半数を超えている。

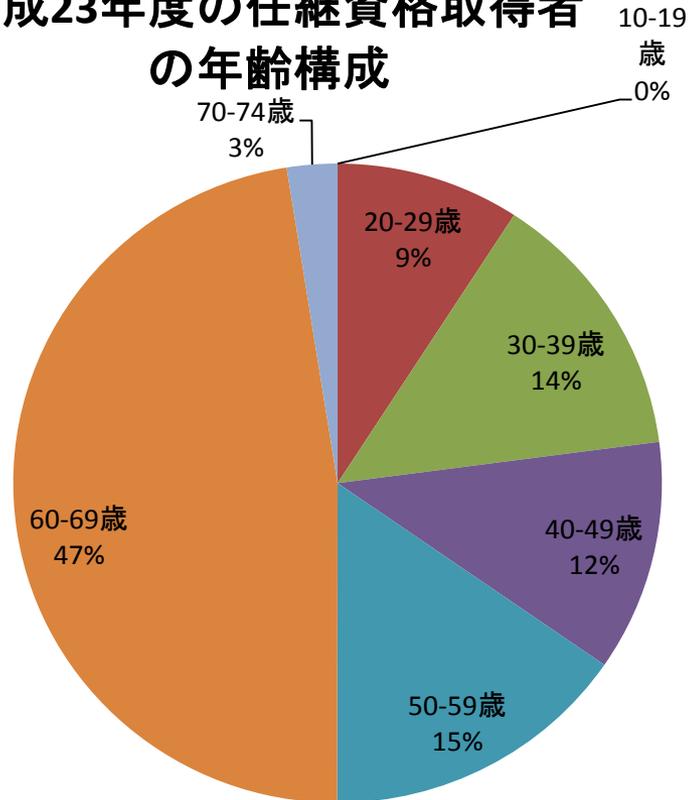
23年度の60歳未満の任継被保険者資格喪失理由



23年度の60歳以上の任継被保険者資格喪失理由



## 平成23年度の任継資格取得者の年齢構成



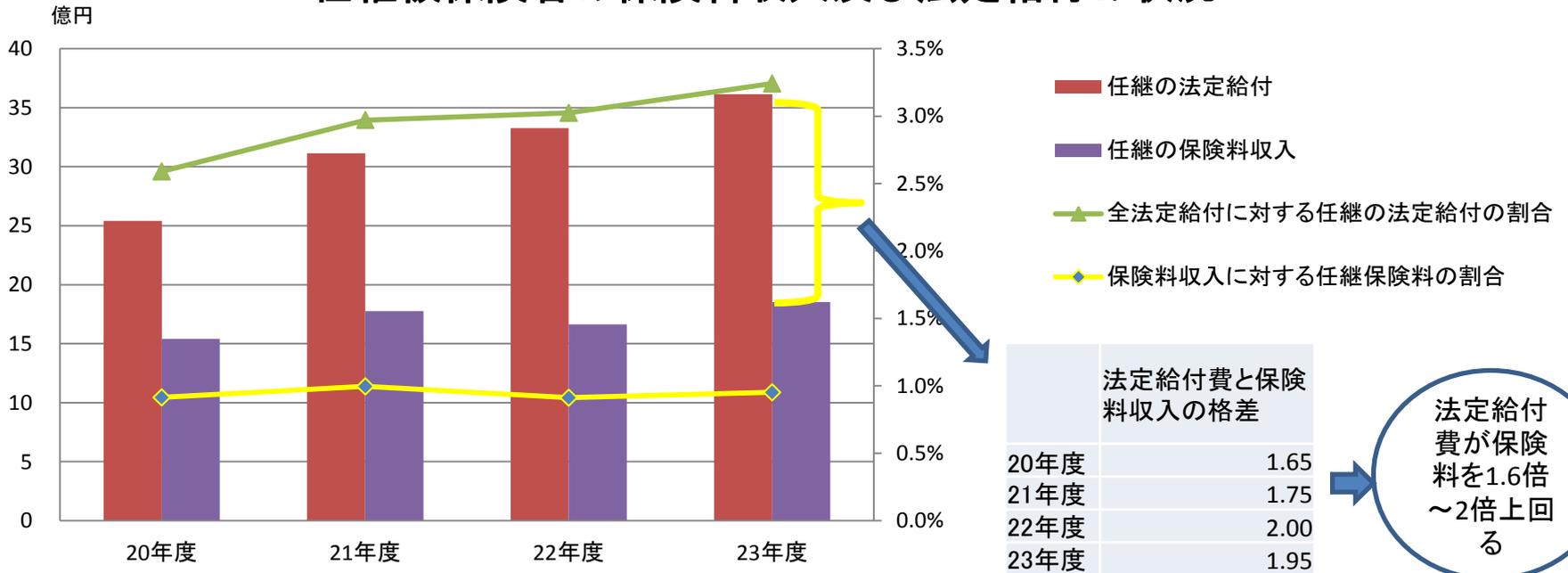
年齢	10-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-74歳
任意継続被保険者(人)	0	598	899	763	1005	3098	164

# 任継加入者の保険料及び法定給付費(全体)

○任意継続被保険者の保険料収入と任継加入者の法定給付費を比較すると法定給付費が保険料収入を1.6～2倍上回っており、これに加え任継加入者の拠出金負担を踏まえると、支出に対し収入が大幅に不足している。また、保険料収入は横ばいなのに対し、法定給付費は増加傾向にある。

(図表17)

## 任継被保険者の保険料収入及び法定給付の状況



(図表18)

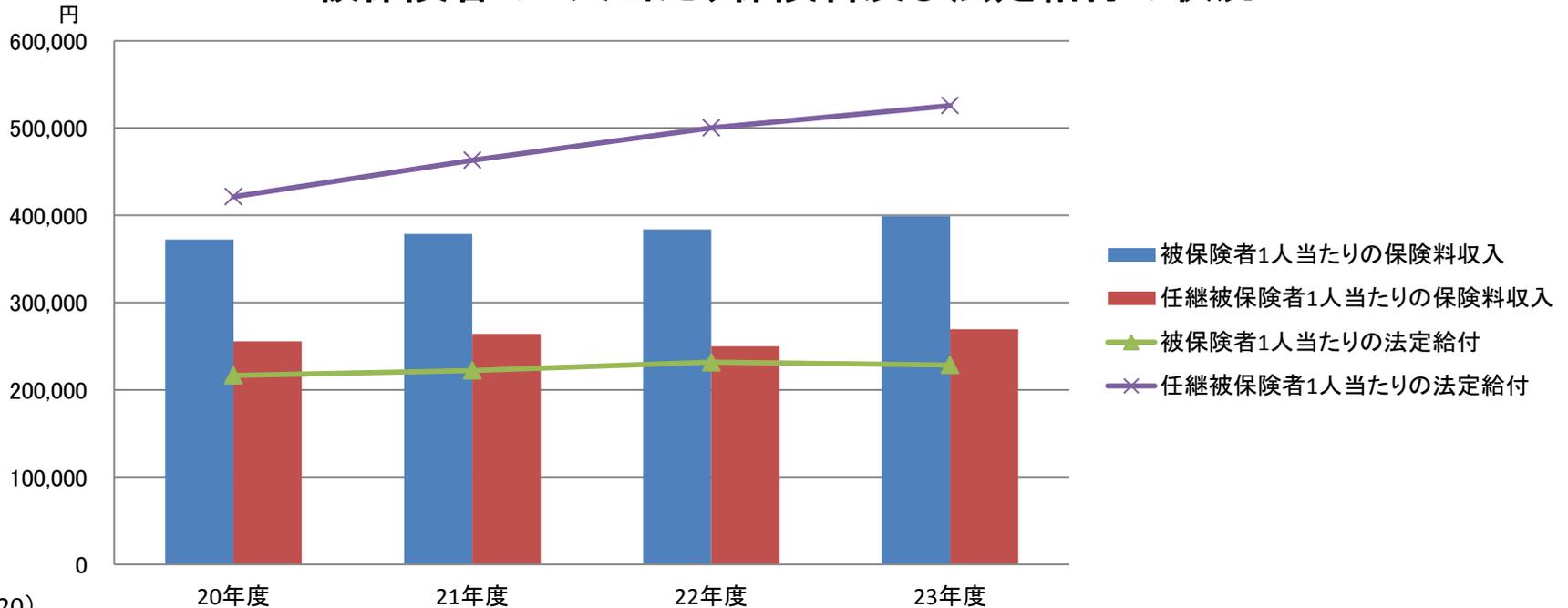
	全被保険者の保険料収入	任継被保険者の保険料収入	保険料収入(全体)に対する任継保険料の割合	全被保険者の法定給付費	任継被保険者の法定給付費	法定給付費(全体)に対する任継の法定給付費の割合
20年度	168,642,339,000	1,541,221,770	0.91%	98,099,941,000	2,540,405,672	2.59%
21年度	178,395,986,000	1,775,368,342	1.00%	104,778,730,000	3,112,266,422	2.97%
22年度	182,358,146,000	1,662,371,786	0.91%	110,019,045,000	3,326,786,551	3.02%
23年度	194,702,003,000	1,851,785,966	0.95%	111,498,048,000	3,613,952,155	3.24%

# 被保険者1人当たりの保険料及び法定給付費

- 1人当たりの保険料収入を比較すると、任継被保険者の保険料収入は全被保険者の保険料収入の0.7倍以下にとどまっている。1人当たりの法定給付費については、任継加入者は全被保険者に比べ、1.9倍から2.3倍程度と非常に高額になっている。
- 1人当たり任継被保険者の保険料収入は、法定給付費さえもまったく賄えない水準となっている。

(図表19)

## 被保険者の1人当たり保険料及び法定給付の状況



(図表20)

	被保険者1人当たりの保険料収入	任継被保険者1人当たりの保険料収入	保険料収入に対する任継保険料の倍率	被保険者1人当たりの法定給付費	任継被保険者1人当たりの法定給付費	法定給付に対する任継法定給付費の倍率
20年度	372,308	236,783	0.636	216,573	421,434	1.946
21年度	378,433	263,018	0.695	222,268	463,135	2.084
22年度	383,883	274,138	0.714	231,601	500,269	2.160
23年度	398,947	283,712	0.711	228,461	525,666	2.301

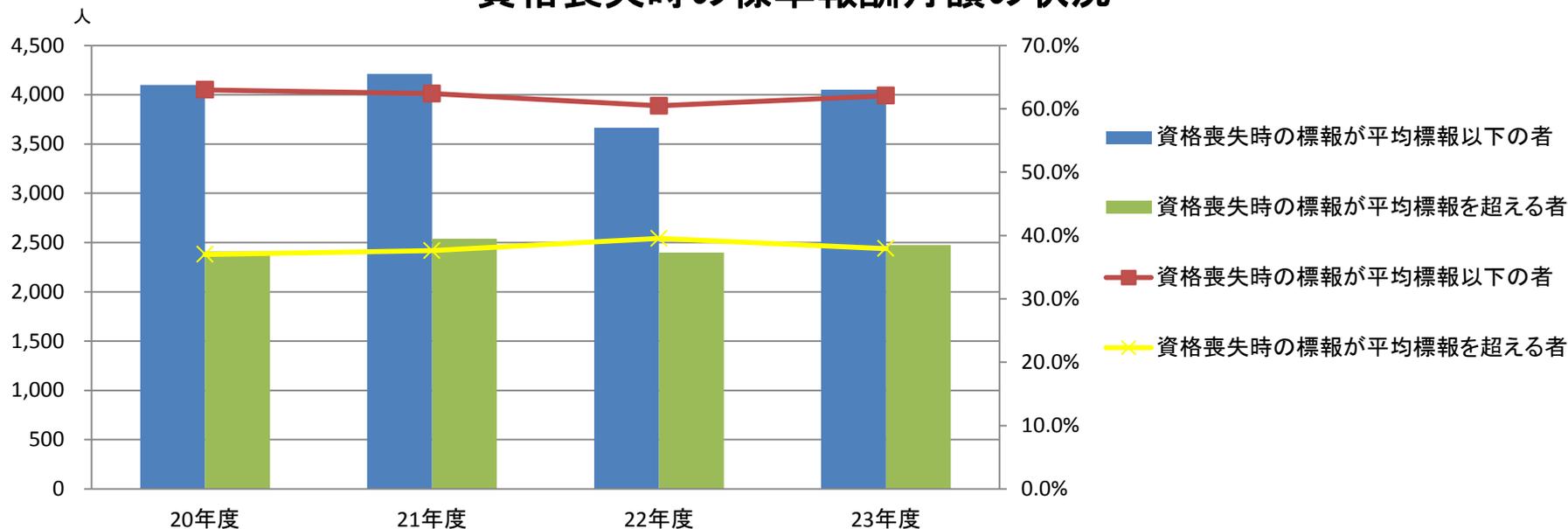
注1) 上記図表22は、被保険者1人当たりの数値

# 資格喪失時の標準報酬月額状況

○任継被保険者の標準報酬月額決定において、当該被保険者の資格喪失時の標準報酬月額をみると、平均標報以下の者が6割程度となっている一方で、平均標報を超える者は約4割を占めている。また、資格喪失時に平均標報を超える者の標準報酬月額の平均は、平均標報を20万円以上、上回っている。

(図表21)

## 資格喪失時の標準報酬月額状況



(図表22)

	資格喪失時の標報が平均標報以下の者		資格喪失時の標報が平均標報を超える者	
	人数	割合	人数	割合
20年度	4,100	63.0%	2,409	37.0%
21年度	4,211	62.4%	2,539	37.6%
22年度	3,666	60.5%	2,398	39.5%
23年度	4,051	62.1%	2,476	37.9%

(図表23)

	20年度	21年度	22年度	23年度
①平均標報	362,000	362,000	342,000	342,000
②資格喪失時に平均標報を超える者の標準報酬月額の平均	566,333	568,452	591,298	571,621
②-①の差額	204,333	206,452	249,298	229,621

# 任意継続被保険者制度に対する意見①

## 1. 任意継続被保険者の継続加入期間

○現行の継続加入期間は2年間

- 国民皆保険が確立された現行制度のもとでは、任継制度そのものの必要性について改めて議論する必要があるが、当面、継続加入期間を縮小し、1年程度に見直すべきではないか。

## 2. 任意継続被保険者の保険料

○現行の保険料の設定方法は、資格喪失時の標準報酬月額又は全被保険者の平均の標準報酬月額のうち、いずれか低い額に保険料率を乗じた額を負担

- 任意継続被保険者の収支状況や報酬水準の実態を踏まえて、一般被保険者及び任継制度に加入しない者との公平性の観点から、現行の保険料設定の方法の見直しを行うべきではないか。
- 見直しの具体策としては、例えば、資格喪失時の標準報酬月額や資格喪失前の一定期間の標準報酬月額をもとに保険料を設定するなどを要件としてはどうか。

## 任意継続被保険者制度に対する意見②

### 3. 任意継続被保険者の加入要件について

○現行の健保組合及び協会けんぽの任意継続被保険者の加入要件は、2ヶ月以上被保険者であること

- 任意継続被保険者の加入要件は、共済組合では、1年以上の加入期間が任意継続の要件とされていること。また、短時間労働者の社会保険適用拡大では、勤務期間1年以上見込みが要件とされていることを踏まえ、任意継続被保険者の加入期間要件の見直しを検討すべきではないか。
- 見直しの具体策としては、例えば最低1年間被保険者であることを要件としてはどうか。